

## AEO 制度に基づく「認定通関業者」認証取得のお知らせ

この度当社は平成 30 年 9 月 20 日付で東京税関長より AEO 制度に基づく「認定通関業者」の認証を受け、平成 30 年 9 月 28 日に認定書の交付を受けましたのでお知らせいたします。

認定通関業者とは貨物のセキュリティー管理とコンプライアンスの体制が整備された者として、税関長の認定を受けた通関業者です。認定業者となると輸入者の委託を受けた輸入貨物に付いて貨物の引取り後に納税申告を行うことや、輸出者の委託を受けた輸出貨物を特定保税運送者による運送を前提に、保税地域に入れる事無く輸出の許可を受ける事が出来ます。

また申告官署の自由化制度を利用して貨物の蔵置場所に関わらず、いずれの税関長に対しても輸出入申告が可能となります。

AEO 認定通関業者を取得した事により顧客に対してはより利便性が高く、かつセキュリティーが確保された高品質な物流サービスの提供が可能となりました。

今後は AEO 認定業者として当社職員一丸となって適正、迅速な通関に取り組んで参りますので、益々のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

